

事業者の皆さまへ

地元企業優先発注について

～ 物品等供給契約や測量・建設コンサルタント契約の地元企業優先発注について、見直しを行います ～

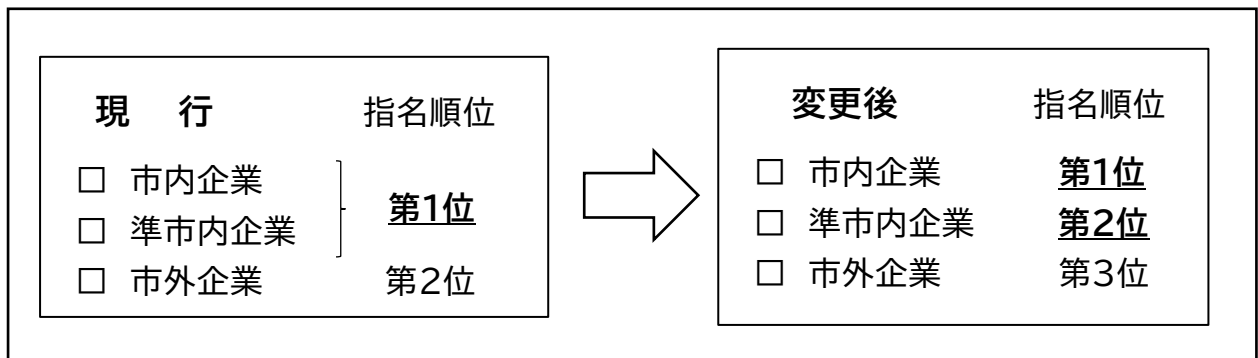
1 概要

北九州市においては、地域経済の振興と地元企業の育成を図るため、地元企業優先発注に努めてきました。

このたび、急激な物価高騰等の経済状況を踏まえ、地元企業優先発注の趣旨を徹底するために、市内企業を準市内企業よりも指名において優先するよう見直しを行います。

2 内容

物品等供給契約や測量・建設コンサルタントに係る契約については、入札における指名又は随意契約における選定にあたって、市内企業と準市内企業を同順位としていますが、次のとおり、市内企業を準市内企業よりも優先することとします。



- ・市内企業 市内に本社、本店がある企業
- ・準市内企業 市内に支店、営業所等がある企業
(契約に関する権限の委任をしているもの)
- ・市外企業 上記以外の企業

3 変更後の指名の考え方

- (1) 競争性が確保できる場合は、市内企業を指名します。
- (2) 市内企業だけでは競争性が確保できない場合や市内企業では取り扱いえない、技術的に対応できない等一定の理由がある場合は、準市内企業、市外企業の順に指名に含めます。

4 施行期日

令和6年4月1日以降の指名から適用します。

【問合せ先】

技術監理局契約制度課

TEL 093-582-2545